

定 款

株式会社ショクブン

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ショクブンと称し、英文ではSHOKUBUN CO.,LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 調理用食材、食料品、飲料品、酒類、米穀、調味料及び菓子類の製造、加工及び販売
2. 小売業に対する販売企画、宣伝及び仕入の指導
3. 献立表の企画及び製作並びに付属出版物の販売
4. 介護食の調理・社員食堂等各種飲食事業の運営、指導
5. 介護施設並びに介護保険法に基づく各種介護事業の運営
6. 家庭用電気製品及び家庭用ガス石油器具の販売
7. 事務用品及び事務用機器並びに和洋家具、食器、その他日用品雑貨等の販売
8. 玩具、スポーツ用品、医療用具の販売
9. ペットフード及びペット用品の販売
10. 化粧品の販売
11. 貨物軽自動車運送事業
12. 不動産の賃貸及び管理業務
13. ダイレクトメールの封入、発送代行業務
14. 食料品の検査及び栄養価等の分析
15. 生活習慣病の予防食・治療食の研究開発及び介護食・病院給食の提供
16. 通信販売業務
17. 損害保険の代理店業務・生命保険の募集に関する業務
18. フランチャイズ加盟店、代理店及び特約店に対する経営指導
19. 防災用品及び雑貨の販売
20. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- (2) やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、30,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(单元株式数)

第7条 当会社の单元株式数は、100株とする。

(单元未満株主の売渡請求)

第8条 当会社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

(单元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 前条に規定する单元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- (2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い等および手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- (2) 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- (2) 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- (2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- (2) 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- (2) 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、15名以内とする。

- (2) 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- (2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- (3) 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- (2) 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- (3) 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- (2) 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- (3) 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、または必要に応じ取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は取締役（議決に加わることができる者に限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(2) 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第33条 当社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2) 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第43条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第45条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

(2) 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

(附則)

- (1) 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
- (3) 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

変	更	昭和	62年	9月	28日
変	更	昭和	62年	11月	28日
変	更	平成	2年	6月	18日
変	更	平成	2年	11月	6日
変	更	平成	3年	10月	21日
変	更	平成	6年	6月	29日
変	更	平成	9年	6月	27日
変	更	平成	11年	6月	29日
変	更	平成	14年	6月	27日
変	更	平成	15年	6月	27日
変	更	平成	16年	6月	29日
変	更	平成	17年	6月	29日
変	更	平成	18年	6月	29日
変	更	平成	21年	6月	26日
変	更	平成	22年	1月	6日
変	更	平成	26年	6月	27日
変	更	平成	26年	9月	1日
変	更	平成	28年	6月	29日
変	更	令和	3年	6月	24日
変	更	令和	4年	6月	27日
変	更	令和	8年	6月	25日